

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.10.25



eMAXIS専用サイト <https://emaxis.am.mufig.jp/>

eMAXISプラス コモディティインデックス

追加型投信／海外／その他資産(商品)／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産(商品)	インデックス型	その他資産	年1回	グローバル(日本を除く)	ファミリーファンド	なし	その他(ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(商品)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「eMAXISプラス コモディティインデックス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月25日に関東財務局長に提出しており、2025年4月26日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:47兆7,478億円
(2025年7月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界の商品(コモディティ)市況全体の値動きに概ね連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色



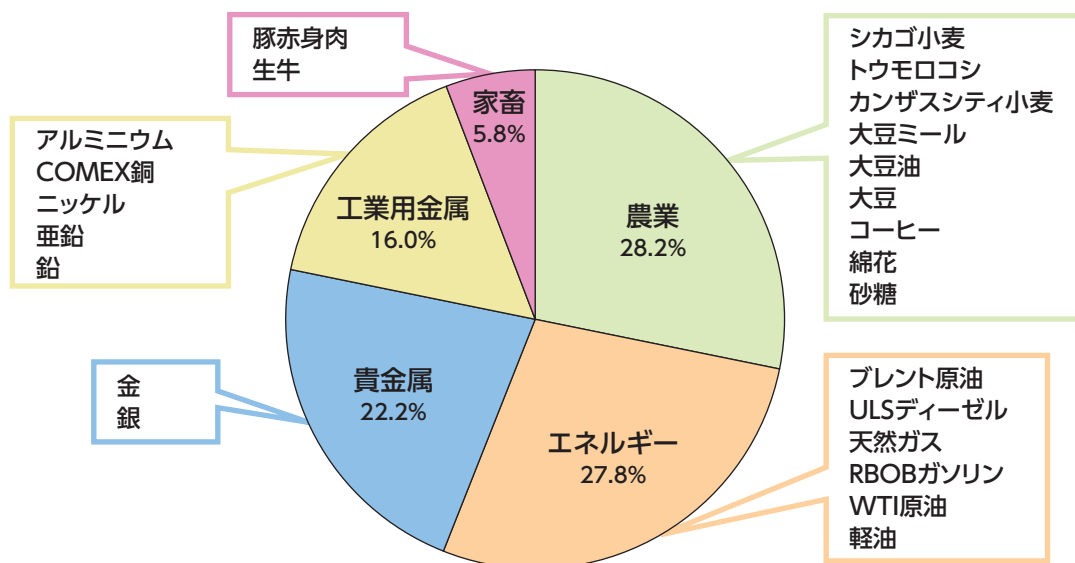
ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)をベンチマークとします。

ブルームバーグ商品指数トータルリターン*とは、ブルームバーグ社が公表する、世界の商品(コモディティ)市況の総合的な動きを表すインデックスで、先物取引の委託証拠金等から得られる利子収入を加味したものです。ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)は、ブルームバーグ商品指数トータルリターンをもとに、委託会社が計算したものです。

※通貨表示を特記しないものは米ドルベース。

<ブルームバーグ商品指数のセクター別構成割合と構成銘柄(2025年7月30日現在)>



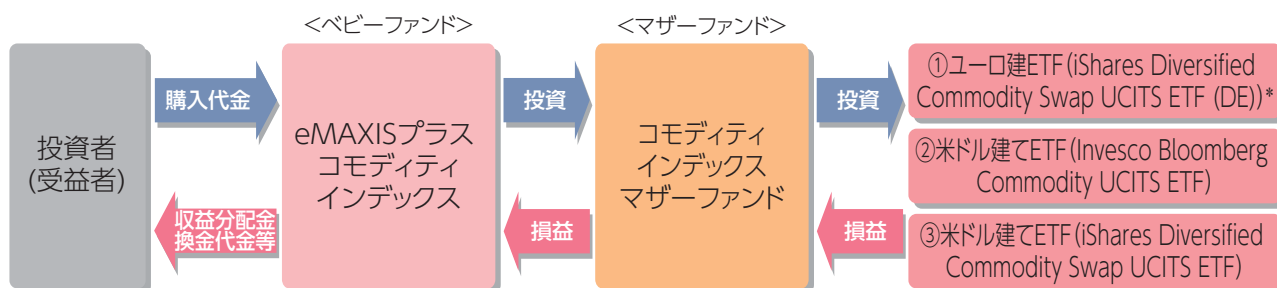
- ブレント原油とは、英領北海で生産される原油のことです。性状は軽質低硫黄です。ブレント原油のスポット価格は欧州の原油価格の指標になっています。
- ULSディーゼルとは、Ultra Low Sulfur Dieselの略で、硫黄の含有量が極めて少ない軽油のことです。
- RBOBガソリンとは、Reformulated gasoline Blendstock for Oxygenate Blendingの略で、エタノールが添加されたガソリンのことです。
- WTI原油とは、West Texas Intermediateの略で、米国テキサス州産の低硫黄、軽質原油を意味します。ニューヨーク・マーカンタイル取引所(NYMEX)で、原油先物取引の対象として上場されており、その取引価格は原油価格の国際的指標になっています。
- COMEX銅とは、ニューヨーク商品取引所に上場している銅のことです。
- ! 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならない場合があります。



「コモディティインデックスマザーファンド」への投資を通じて、主として商品(コモディティ)を実質的な投資対象資産とする上場投資信託証券(ETF)に投資を行い、ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

<ファンドの仕組み>

運用は主にコモディティインデックスマザーファンドへの投資を通じて、商品(コモディティ)を実質的な投資対象資産とするETFに投資するファミリーファンド方式により行います。



※以下、①をブラックロック・ユーロ建てETF、②をインベスコ・米ドル建てETFおよび③をブラックロック・米ドル建てETFという場合があります。

*2026年4月25日に投資対象から削除する予定です。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：追加設定・解約などの確認



ファンドへの追加設定・解約、資金繰りなどを確認し、売買の必要性を検討します。

ステップ2：売買金額を決定



対象有価証券の売買金額を決定します。

ステップ3：売買執行

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufig.jp/investment_policy/fm.html)

投資対象有価証券について

- ・投資対象証券とするブラックロック・ユーロ建てETFはドイツで組成され、管理会社であるBlack Rock Asset Management Deutschland AGによって運営されている上場投資信託証券(ETF)です。
- ・投資対象証券とするインベスコ・米ドル建てETFはアイルランドで組成され、管理会社であるInvesco Investment Management Limited、Assenagon Asset Management S.A. およびInvesco Capital Management LLCによって運営されている上場投資信託証券(ETF)です。
- ・投資対象証券とするブラックロック・米ドル建てETFはアイルランドで組成され、管理会社であるBlackRock Asset Management Ireland LimitedおよびBlackRock Advisors (UK) Limitedによって運営されている上場投資信託証券(ETF)です。
- ・上記の投資対象証券はいずれもOTCスワップ型ETFであり、ETF発行者と主に金融機関との間で、連動対象の指標のリターンを交換するトータルリターンスワップ契約を結ぶことで、ETFの一口あたり純資産額の変動率と対象指標の変動率を一致させる運用手法を採用するETFです。トータルリターンスワップ契約では、カウンターパーティーの信用リスクが存在します。また、トータルリターンスワップに関わるコストがかかる場合があります。
- ・当該OTCスワップ型ETFは、スワップ契約締結にあたり、契約担保をスワップ契約の相手方から受領する内容となっており、万が一、スワップ契約の相手方が破綻しても、スワップ契約の相手方が提供した受入担保を換金することで損失が軽減される仕組みとなっています。しかしながら、スワップ契約の相手方が破綻する場合には、連動対象指標のリターンの交換が停止されるため、ETFの一口あたり純資産額の変動率と対象指標の変動率が維持できなくなります。また、スワップ契約の相手方が提供する担保の種類によっては、損失が軽減されない場合もあります。それらの結果、ETFの基準価額が下落することもあります。

! ファンドが投資対象資産とするブラックロック・ユーロ建てETFは、ユーロ建てのブルームバーグ商品指数トータルリターンをベンチマークとして、概ねそれに連動する投資成果をめざして運用されます。ユーロ建ての指数は、米ドル建ての指数をユーロ換算したものであり、ファンドのマザーファンドは為替ヘッジを行わないため、米ドル・ユーロ(投資対象ETF)、ユーロ・円(ファンドのマザーファンド)の動きのうち、ユーロ部分が相殺され、実質的には米ドル建ての指数を円換算したものの(米ドル・円:ファンドのベンチマーク)とほぼ同等の値動きとなります。この結果として、ファンドは実質的に米ドル・円の為替相場の変動による影響を受けます。

! ファンドが投資対象資産とするインベスコ・米ドル建てETFおよびブラックロック・米ドル建てETFは、米ドル建てのブルームバーグ商品指数トータルリターンをベンチマークとして、概ねそれに連動する投資成果をめざして運用されます。ファンドのマザーファンドは為替ヘッジを行わないため、ファンドは米ドル・円の為替相場の変動による影響を受けます。

! ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として商品(コモディティ)を実質的な投資対象資産とするETFに投資を行い、ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)に概ね連動する投資成果をめざして運用を行いますが、ファンドの基準価額の騰落率とブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)の騰落率は一致するものではありません。

この要因は、実際に投資をするETFの値動きが当該インデックスの値動きと一致するものではないこと、他に、信用リスクの顕在化等が起こればETFが当該インデックスの騰落率に概ね連動しなくなる可能性があること、資金流入とETFを売買するタイミングのずれ、ユーロ建てまたは米ドル建てのETFを日本時間で円換算することによる為替評価タイミングのずれ、売買コスト・信託報酬・監査報酬等の費用をファンドで負担すること等によるものです。また、ファンドの投資効果がブルームバーグ商品指数トータルリターンを円換算したものと連動することを保証するものではありません。



原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

■分配方針

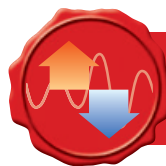
- 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

 ブルームバーク商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)とは、ブルームバーク社が公表する、世界の商品(コモディティ)市況の総合的な動きを表すインデックスです。
「ブルームバーク商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)」および「ブルームバーク(Bloomberg[®])」は、ブルームバーク・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーク」と総称します。)のサービスマークであり、委託会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーク商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)は、ブルームバークとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバークが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーク、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、委託会社の関係会社ではなく、ブルームバークおよびUBSは、eMAXISプラス コモディティインデックスを承認し、是認し、レビューしまたは推奨するものではありません。ブルームバークおよびUBSのいずれも、ブルームバーク商品指数(Bloomberg Commodity IndexSM)に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーク商品指数トータルリターン(円換算ベース)は、ブルームバーク商品指数トータルリターンをもとに、委託会社が計算したものです。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、特定の有価証券等への投資に係るリスクを伴いますが、複数銘柄に分散する場合に比べ、分散投資効果が得られないことから、特定の有価証券等が受けるリスクの影響をほぼ直接に受けます。ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、商品(コモディティ)価格は需給関係や為替、金利の変化など様々な要因により大きく変動します。また、ファンドが投資する有価証券等は特定の商品指数の変動の影響を受けるため、ファンドはその影響を受け組入有価証券等の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
また、ファンドが投資する有価証券等はスワップ取引等を利用する場合がありますが、その取引相手の倒産等により、取引が不履行になるリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあり、その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。上場投資信託証券に投資する場合は、一般的に株式と比べ上場投資信託証券は取引規模が小さく、取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

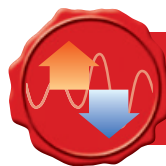
■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



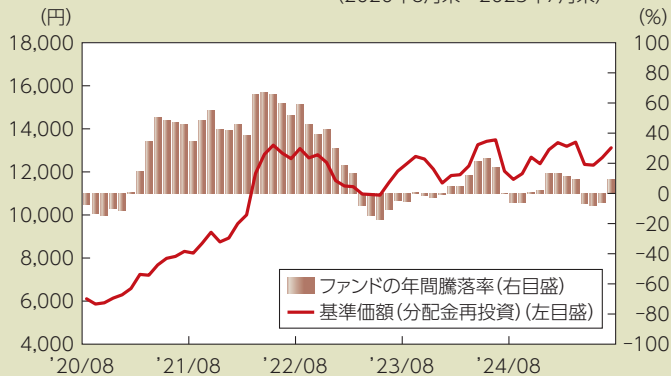
投資リスク

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

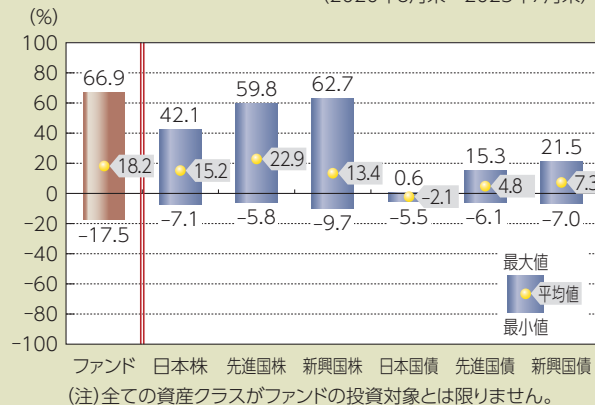
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2020年8月末～2025年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年8月末～2025年7月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

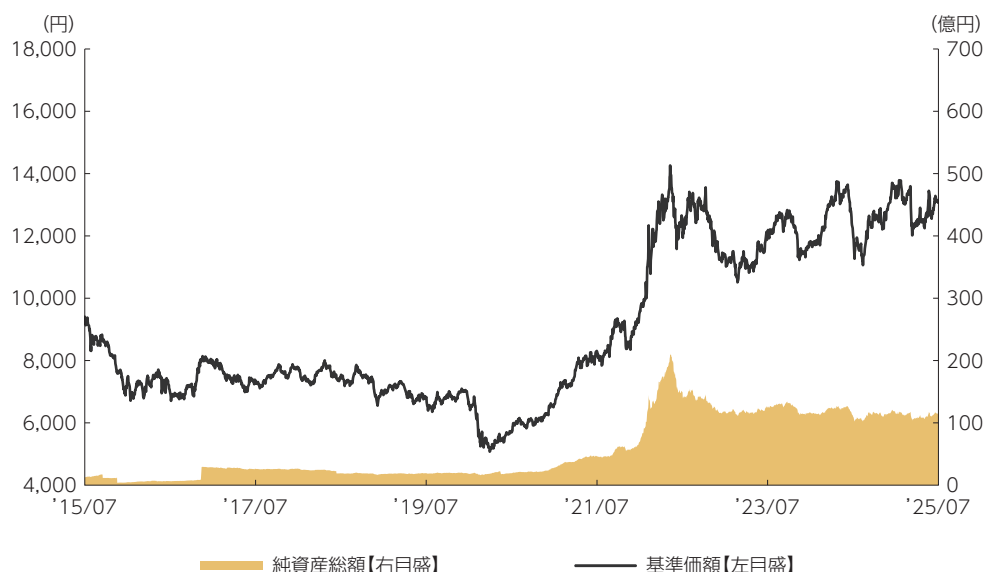
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2025年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2015年7月31日～2025年7月31日



•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	13,120円
純資産総額	114.1億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年 1月	0円
2024年 1月	0円
2023年 1月	0円
2022年 1月	0円
2021年 1月	0円
2020年 1月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

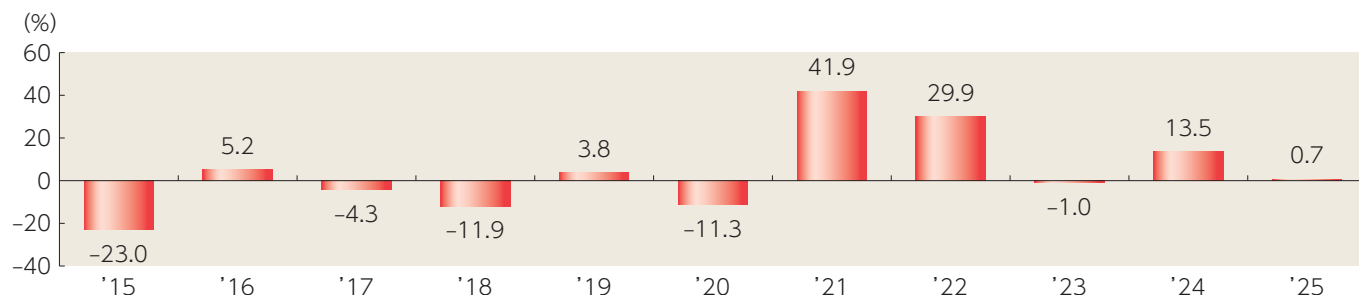
■主要な資産の状況

資産別構成	比率
投資証券	99.6%
コールローン他 (負債控除後)	0.4%
合計	100%

組入銘柄	国・地域	比率
ISH DIV COMDTY SWAP DE	ドイツ	99.6%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は6月18日(設定日)から年末までの、2025年は年初から7月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



</

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率0.44%(税抜 年率0.4%)以内 をかけた額																										
		1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／ 365)																										
		※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。																										
		信託報酬率ならびに配分(委託会社および販売会社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。																										
		<table><tr><th rowspan="2">ファンドの 純資産総額に応じて</th><th rowspan="2">信託報酬率 (税込 年率)</th><th colspan="3">配分(税抜 年率)</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社および 販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>500億円未満の部分</td><td>0.44%</td><td>0.4%</td><td>0.35%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>500億円以上 1,000億円未満の部分</td><td>0.418%</td><td>0.38%</td><td>0.34%</td><td>0.04%</td></tr><tr><td>1,000億円以上の部分</td><td>0.396%</td><td>0.36%</td><td>0.33%</td><td>0.03%</td></tr></table>	ファンドの 純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			合計	委託会社および 販売会社	受託会社	500億円未満の部分	0.44%	0.4%	0.35%	0.05%	500億円以上 1,000億円未満の部分	0.418%	0.38%	0.34%	0.04%	1,000億円以上の部分	0.396%	0.36%	0.33%	0.03%			
		ファンドの 純資産総額に応じて			信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)																						
			合計	委託会社および 販売会社		受託会社																						
		500億円未満の部分	0.44%	0.4%	0.35%	0.05%																						
		500億円以上 1,000億円未満の部分	0.418%	0.38%	0.34%	0.04%																						
		1,000億円以上の部分	0.396%	0.36%	0.33%	0.03%																						
委託会社および販売会社への配分(税抜)は、次の通りです。																												
<table><tr><th>各販売会社における 取扱純資産総額に応じて</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th></tr><tr><td>50億円未満の部分</td><td rowspan="3">信託報酬率から 販売会社および受託会社 の配分率を差し引いた率</td><td>0.175%</td></tr><tr><td>50億円以上 100億円未満の部分</td><td>0.185%</td></tr><tr><td>100億円以上の部分</td><td>0.195%</td></tr></table>	各販売会社における 取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	50億円未満の部分	信託報酬率から 販売会社および受託会社 の配分率を差し引いた率	0.175%	50億円以上 100億円未満の部分	0.185%	100億円以上の部分	0.195%																		
各販売会社における 取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社																										
50億円未満の部分	信託報酬率から 販売会社および受託会社 の配分率を差し引いた率	0.175%																										
50億円以上 100億円未満の部分		0.185%																										
100億円以上の部分		0.195%																										
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。																												
<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>																												
<table><tr><th>支払先</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td></tr></table>	支払先	対価として提供する役務の内容	委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等																				
支払先	対価として提供する役務の内容																											
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等																											
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等																											
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等																											
マザーファンドの 投資対象とするETF	マザーファンドの投資対象とするETFの純資産総額に対して 年率0.19%～0.46%程度 ^{*1} (運用および管理等にかかる費用) *1 2026年4月25日以降は年率0.19%程度																											
実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して 年率0.63%～0.9%程度 (税抜 年率0.59%～0.86%程度) ^{*2} ※マザーファンドの投資対象とするETFの信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。(2025年10月25日現在) *2 2026年4月25日以降は年率0.63%程度(税抜 年率0.59%程度) ※上記料率は今後変更となる場合があります。																											



手続・手数料等

その他の費用・手数料

インベスコ・ミドル建てETFにはトータルリターンスワップ取引の費用として実質的な投資金額に対して年率0.15%がかかります。(2025年7月末現在)
※ブラックロック・ユーロ建てETFおよびブラックロック・ミドル建てETFにおけるトータルリターンスワップの費用は非公開のため、料率等を記載していません。
以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。
・監査法人に支払われるファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

Tax

¥

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2025年7月末現在のものです。

※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年1月27日～2025年1月27日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.93%	0.90%	0.03%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドの費用の内訳が開示されていない場合、運用管理費用を最大と想定し算出しております。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

